○南箕輪村企業人材育成補助事業補助金交付要綱

平成10年４月１日
告示第18号

改正　平成12年３月23日告示第18号
平成20年11月28日告示第64号
平成24年５月18日告示第45号

（趣旨）

第１条　この要綱は、村内の商工業振興を図るため企業の人材育成活動を援助することについて、南箕輪村補助金等交付規則（昭和59年規則第２号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象企業）

第２条　村内に事業所等を有し、従業員総数が100人未満の企業で、規則第５条第２項各号に掲げる納付金を滞納していないものを対象とする。この場合において従業員総数とは村内に限らず、企業全体の従業員数をいう。

（対象事業）

第３条　補助対象となる事業費は、次の各号に該当する受講費、宿泊費（宿泊に係る費用のみとする。）及び交通費（自動車使用の場合は有料道路使用料金のみとし、タクシー代は除く。）とする。

⑴　国、県又はこれに準じる機関が行う研修会
⑵　企業グループ等が実施する研修会で村商工業振興に有益と認められるもの
⑶　国、県又はこれに準じる機関が開催する展示会
⑷　商工業振興に有益と認められる先進企業等の視察
⑸　その他村長が商工業振興に有益と認めるもの

（補助金額）

第４条　補助金は、補助対象となる事業費の全額とする。ただし、当該年度内に１企業において５万円を上限とする。

（補助金の申請）

第５条　補助金を受けようとするものは、事業実施の日前10日までに補助金交付申請書（様式第１号）及び規則第３条第２項に規定する納付金滞納確認同意書を村長に提出しなければならない。

（報告及び請求）

第６条　補助金の交付決定（様式第２号）を受けたものは、事業終了後速やかに事業実績報告書兼請求書（様式第３号）を村長に提出しなければならない。

（補助金の取消し及び返還）

第７条　村長は、補助金交付の決定又は交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付を取消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

⑴　規則、この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

⑵　予定の事業を中止又は実施しないとき。

⑶　申請書及び報告書に虚偽の記載又は不正の行為があると認めたもの

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年３月23日告示第18号）

この要綱は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成20年11月28日告示第64号）

この要綱は、平成20年12月１日から施行する。

附　則（平成24年５月18日告示第45号）

この要綱は、公布の日から施行する。